

第1号様式（第3条関係）

様

大府市長

第 年 月 日

号
印

立入調査通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等又は類似空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり立入調査を実施するので、同法第9条第3項又は同条例第9条第3項の規定により通知します。

記

1 対象となる空家等又は類似空家等
所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2 立入調査を実施しようとする事由

3 立入調査の実施予定日 年 月 日

4 立入調査を行う者

第2号様式（第3条関係）

（表面）

		第	号
立入調査員証			
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日
		写 真	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項又は大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年		月	日 発行
大府市長			印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

（立入調査等）

第9条（略）

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）（抜粋）

（類似空家等の立入調査等）

第9条（略）

2 市長は、第15条第1項及び第2項並びに第18条第1項の規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、類似空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を類似空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該類似空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により類似空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第3号様式（第4条関係）

第 年 月 日

様

大府市長

印

勧告書

あなたが所有し、又は管理する空家等又は類似空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等又は大府市空家等対策の推進に関する条例第2条第4号に規定する特定類似空家等に該当すると認められたため、あなたに対して適切な措置をとるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第2項又は同条例第15条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

（注意）

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項又は条例第18条第1項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 特定空家等に該当し、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第4号様式（第5条関係）

勧告に係る標識

下記空家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第15条第2項の規定に基づき必要な措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、勧告されていますが、現在に至っても当該措置がなされていません。

年 月 日
大府市長

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途
- 2 措置の内容

第5号様式（第6条関係）

第 年 月 日

様

大府市長

印

命令書

あなたが所有し、又は管理する空家等又は類似空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等又は大府市空家等対策の推進に関する条例第2条第4号に規定する特定類似空家等に該当すると認められたため、
年 月 日付け 第 号により、同法第14条第3項又は同条例第18条第1項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した提出期限までに意見書の提出がなされませんでした。

については、法第14条第3項又は条例第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

(注意)

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 特定空家等又は特定類似空家等に該当し、この命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき50万円以下の過料に、又は条例第24条第3号の規定に基づき5万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき

又は履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項又は条例第19条の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大府市を代表する者は、大府市長です。

第6号様式（第6条関係）

第 年 月 日

様

大府市長

印

命令に係る事前通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等又は類似空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等又は大府市空家等対策の推進に関する条例第2条第4号に規定する特定類似空家等に該当すると認められたため、

年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第14条第3項又は同条例第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同法第14条第4項又は同条例第18条第2項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同法第14条第5項又は同条例第18条第3項の規定に基づき、この通知の交付を受けた日から5日以内に、大府市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求できる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

（注意）

上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

大府市長 あて

提出者

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び代表者印）

命令に係る事前通知に対する意見書

私が所有し、又は管理する空家等又は類似空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途
- 2 提出者と対象となる空家等又は類似空家等の関係
所有者 ・ 管理者
- 3 命令の原因となる事実に対する意見
- 4 自己に有利な証拠の提出
有 ・ 無

（備考）

- 1 空家等又は類似空家等の所有者等が複数の場合など、所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 2 自己に有利な証拠を提出するときは、添付すること。
- 3 代理人が提出するときは、委任状を添付すること。

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

大府市長 あて

提出者

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び代表者印）

聴取請求書

私が所有し、又は管理する下記の空家等又は類似空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第5項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第18条第3項の規定に基づき、公開による意見の聴取を請求します。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途
- 2 提出者と対象となる空家等又は類似空家等の関係
所有者 ・ 管理者
- 3 命令に係る事前の通知書記載の番号
年 月 日付け 第 号
- 4 命令に係る事前の通知書の交付を受けた日
年 月 日

（備考）

- 1 空家等又は類似空家等の所有者等が複数の場合など、所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 2 代理人が提出するときは、委任状を添付すること。

第9号様式（第6条関係）

第 年 月 日

様

大府市長

印

聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第5項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第18条第3項の規定に基づき、請求のありました意見の聴取について、同法第14条第7項又は同条例第18条第5項の規定に基づき、下記のとおり公開による意見の聴取を行うことを通知します。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 意見の聴取の期日 年 月 日
- 4 意見の聴取の場所

（注意）

- 1 意見の聴取には、この通知書をお持ちください。
- 2 意見の聴取の際には、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。
- 3 意見の聴取には、代理人が出頭することができます。この場合は、代理人は委任状をお持ちください。
- 4 あなた又は代理人は、やむを得ない事由により意見の聴取に出頭できないときは、意見の聴取の期日の前日までに、市長に対し、その旨を届け出なければなりません。
- 5 正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなすことがあります。

第10号様式（第7条関係）

命令に係る標識

下記空家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第18条第1項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

様

大府市長

印

戒告書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号により、あなたが所有し、又は管理する下記1の空家等又は類似空家等について下記2の措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第19条の規定に基づき、下記1の空家等又は類似空家等について下記2の措置を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第2条及び第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる空家等又は類似空家等

該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途

構 造

規 模 建築面積 m²、延べ面積 m²

所有者等の住所及び氏名

2 実施する措置の内容

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大府市を代表する者は、大府市長です。

第12号様式（第8条関係）

第 年 月 日

様

大府市長

印

代執行令書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記1の空家等又は類似空家等について 年 月 日までに下記2の措置をするよう戒告しましたが、期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第19条の規定に基づき代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第2条及び第5条の規定に基づきあなたから徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる空家等又は類似空家等

該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途

2 実施する措置の内容

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大府市を代表する者は、大府市長です。

第13号様式（第8条、第9条関係）

（表面）

第 号	
執行責任者証	
課長 氏名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。	
年 月 日	大府市長 印
記	
1 代執行をなすべき事項	
2 代執行をなすべき期間	
年 月 日から	年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
（特定空家等に対する措置）

第14条（略）
2～8（略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11～15（略）

大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）（抜粋）
（特定類似空家等に対する行政代執行）

第19条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第14号様式（第8条、第9条関係）

第 年 月 日

様

大府市長

印

代執行費用納付命令書

あなたが所有し、又は管理する空家等又は類似空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項若しくは第10項又は大府市空家等対策の推進に関する条例第19条の規定に基づく代執行を 年 月 日に行ったので、行政代執行法第5条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

記

- 1 対象となる空家等又は類似空家等
該 当 特定空家等 ・ 特定類似空家等

所在地

用 途
- 2 代執行の内容
- 3 代執行を行った経緯及び理由
- 4 納付金額
金 円
- 5 納付内訳
- 6 納付期限
年 月 日

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大府市を代表する者は、大府市長です。

第15号様式（第9条関係）

大府市告示第 号

略式代執行の実施に係る公告

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の特定空家等について、同法第14条第3項の規定により必要な措置をとるよう命じるべき所有者又は管理者の所在等の特定ができないため、法第14条第10項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

大府市長 印

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地

用 途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 措置が履行されなかった場合の措置
 - (1) 対象となる特定空家等の所有者又は管理者が、措置の期限までに、命じようとする措置を履行しなかったときは、市が所有者又は管理者に代わり執行する。
 - (2) 市が代執行した場合は、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により所有者又は管理者から徴収し、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わない。

第16号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

大府市長

印

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等又は類似空家等について、大府市空家等対策の推進に関する条例第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置を実施しましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、この緊急安全措置の実施については、当該措置に係る費用を要した（要しない）ことから、あなたから当該費用を徴収します（しません）。

記

- 1 緊急安全措置を実施した空家等又は類似空家等
所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名
- 2 緊急安全措置の内容
- 3 緊急安全措置を実施した時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 緊急安全措置に至った事由
- 5 緊急安全措置の責任者

第17号様式（第10条関係）

（表面）

緊急安全措置実施者証		第 号
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）第20条第1項の規定に基づく措置を行う権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日 発行		
大府市長		印

（裏面）

大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）（抜粋）
（緊急安全措置）

第20条 市長は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある空家等又は類似空家等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫しているとき、当該危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。この場合において、市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空家等又は類似空家等の所有者等に請求することができる。

2 市長は、緊急安全措置を行ったときは、その内容を当該空家等又は類似空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空家等又は類似空家等の所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 緊急安全措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。